

## 令和5年 第2回須賀川市農業委員会総会議事録

令和5年2回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和5年2月7日（火）
- 2 招集通知日 令和5年2月7日（火）
- 3 招集日時 令和5年2月21日（火）午後1時30分
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
1	加藤 梅子	2	関根 要一	3	安藤 雅裕	4	桑名 辰幸
5	大越 彰	6	村上 光宏	7	古川 雅和	8	矢部 邦博
9	高橋 純一	10	小枝 宏嗣	11	松川美智夫	12	吉田かつ子
13	鈴木 光重	14	和田 博文	15	熊谷 聡	16	横川 良雄
17	矢吹 正則	18	深谷 寅一	19	秋山 吉治		

- 6 出席農業委員 18名
- 7 欠席農業委員 1名（安藤 雅裕委員）
- 8 出席を要請した農地利用最適化推進委員 11名

担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名
須・浜	村上 節夫	須・浜	安田 彰	稲田	関口 明夫	稲田	大河原一英
仁井田	岡部 俊男	大東	関根 隆二	大東	佐藤 良幸	大東	関根 久之
長沼	小林 弘一	長沼	池田多可志	長沼	内山 哲夫		

- 9 欠席農地利用最適化推進委員 0名
- 10 職務のため会議場に参加した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局 長	西澤 俊邦
	農政係 長	早尾 重美
	農地係 長	力丸 光輝
経済環境部農政課	主 事	藤田 紘平

## 11 議 案

議案第 1 号 農用地利用集積計画について

議案第 2 号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

議案第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 6 号 現況確認証明申請の適否決定について

議案第 7 号 遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 3 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

報告第 4 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出の取消願出書の受理について

報告第 5 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見書について

## 12 その他

## 13 開 会 （午後 1 時 3 0 分）

14 挨拶 農業委員会 会長 和田 博文

## 15 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。議事録署名委員には、議席番号 7 番 古川 雅和 農業委員と 8 番 矢部 邦博 農業委員を指名した。

## 16 議 事

審議内容 別添のとおり。

## 17 閉 会 （午後 2 時 4 0 分）

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実と相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和5年2月22日

須賀川市農業委員会

会 長（議 長）

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

令和5年 第2回総会

令和5年2月21日（火）

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 早尾係長 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

議 長 只今、説明がありました第1号から第11号について、質問等ありませんか。

（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第1号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第1号「農用地利用集積計画について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

次に、議案第2号「農用地利用配分計画（案）に関する意見について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事 務 局 早尾係長 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

議 長 只今の説明について、質問等ありませんか。

（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第2号「農用地利用配分計画（案）に関する意見について」異議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第2号「農用地利用配分計画（案）に関する意見について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

（農政課職員 退席）

議 長 次に、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 早尾係長 説明。

議 長 続いて、申請番号順に調査員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第1号について岡部俊男委員よろしくお願いいたします。

岡部俊男推進委員 受理番号第1号について説明いたします。

2月17日、現地で譲渡人と譲受人に高橋農業委員と聞き取り調査をいたしました。申請地は譲受人が所有している農地と隣接していることもあり、30年前に譲渡人から相対で買受し、作付けしておりましたが、この度、譲受人の意向もあり、今回の申請となりました。譲受人は長年耕作していることから、農地の利用に支障は無く、価格もお互い合意のうで決定しております。許可上、特に問題が無いと思われませんが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 受理番号第2号について大河原委員よろしくお願いいたします。

大河原推進委員 受理番号第2号について説明いたします。

2月12日、桑名農業委員、深谷農業委員と、譲受人と交えて調査してまいりました。これらの申請地は議案書のとおり細かく分かれています。水の便が非常に悪いとのことから、譲渡人は耕作を続けていくことが難しいと悩んでいたことから、隣接する農地を所有している譲受人に相談し、今回の申請となったそうです。許可上、問題が無いと思われませんが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 受理番号第3号について、関根隆二委員よろしくお願いいたします。

関根隆二推進委員 申請受理番号第3号について説明いたします。

関根要一農業委員と譲渡人から話を伺ったところ、申請地は長年に渡り譲受人に耕作を依頼していましたが、譲渡人の父が亡くなり、お互いの話合いの結果、所有権移転の案件となりました。価格は両者の話合いのもとで決められたもので、問題は無いと思われま。農業委員の皆さまのご判断をよろしくお願いいたします。

議 長 受理番号第4号について、村上委員よろしくお願いいたします。

村上推進委員 受理番号第4号について説明申し上げます。

2月11日、鈴木農業委員と調査をいたしました。譲渡人はこの度離農することとなり、知人である譲受人と話合いがまとまり、本申請が出されたものであります。譲受人の世帯の農業従事者数は3人で、取得する

農地で水稻を栽培する予定です。農業技術につきましては長年栽培していることから特に問題は無く、また、価格につきましてはお互いの話合いのもとで決定しているもので妥当と思われます。許可上、特に問題が無いと思われませんが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 長 受理番号第5号について、池田委員よろしくお願いいたします。

池田推進委員 受理番号第5号について説明いたします。

2月12日、譲渡人宅で、横川農業委員と話しを伺いました。譲渡人は年齢的にも水稻の管理が難しくなったことから、近隣の農地を管理している譲受人に話をしたところ、譲り受けることとなりました。価格についてはお互いの話合いで決定したもので、特に問題が無いと思われませんが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 長 受理番号第6号について、内山委員よろしくお願いいたします。

内山推進委員 受理番号第6号についてご説明申し上げます。

2月11日、譲受人宅で松川農業委員と聞き取り調査を行いました。譲渡人と譲受人は父親同士が兄弟で、譲渡人の父が早くに亡くなったことから、申請地については現在譲受人が耕作している状況であります。譲渡人は仙台市にいたため、家族から申請地の処分を促されていたことから、今回所有権移転の申請となりました。価格については基盤整備が未整備な所であり、お互い話し合いのもとで決定したものであります。許可上、特に問題が無いと思われませんが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議長 長 それではお諮りいたします。

議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 異議なしと認め、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請適否決

定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員にお願いいたします。

受理番号第1号について大河原委員よろしくお願いいたします。

大河原推進委員 受理番号第1号について説明いたします。

2月18日に桑名農業委員、深谷農業委員とで譲渡人を交えて現地調査を行いました。申請地の立地条件ですが、北側に山林、南側が農地、西側に宅地、東側に田の自作地ということですが、周りの了解を全てもらっており、太陽光の反射による住宅への影響は全く無いという場所があります。下の作付作物は続けて水稻を作っていくということで、少しでも水稻収入の補填になればという意味合いで、営農型太陽光発電設備の取り組みとなったとの話でありました。許可上、特に問題が無いと思われれます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

次に、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、申請番号順に担当した最適化推進委員にお願いいたします。

受理番号第1号について、関根久之委員よろしくお願いいたします。

関根久之推進委員 受理番号第1号について説明いたします。

2月15日に、関根要一農業委員、熊谷農業委員と現地調査を実施してまいりました。設定人は長男ときゅうりを栽培している農家で、被設定人は

設定人の孫にあたり、被設定人の結婚を機に住宅を建築した方が良いと家族から勧められ、申請地に50年の使用貸借権を設定しようとしたところ、農地であると判明し、今回の申請が出されたものです。内容については、農地の集団性を阻害するものではなく、排水については合併処理浄化槽を経由して流出するため問題はありません。許可上、特に問題が無いと思われませんが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第2号について、安田委員よろしくお願いいたします。

安田推進委員 受理番号第2号について説明いたします。

大越農業委員、小枝農業委員とともに申請地を調査してまいりました。

本申請地について譲渡人に確認したところ、長年休耕しており、今後とも作付する予定が無いことから、太陽光施設として譲受人に土地を貸すこととなったとのことです。太陽光施設設置後の除草につきましては、草刈り機を使用するとのことでした。付近は既に太陽光施設になっており、周囲に与える影響は無いと考えます。許可上、特に問題が無いと思われませんが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

次に、議案第6号「現況確認証明申請の適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した委員からお願いいたします。

受理番号第1号について、関根隆二委員よろしくお願いいたします。

関根隆二推進委員 受理番号第1号について説明いたします。

当該申請地については、昭和51年に松ヶ作54-2に建築した住居と一

体となっていたもので、当時から住居への進入路として利用しておりした。昭和 61 年に新たに松ヶ作 55 に住居を建築する際に、自家用車の出入りに支障を来さぬよう、コンクリート擁壁工事を行ったとのことでしたが、この度登記を確認したところ、地目が畑のままであることが判明しました。現在も進入路の一部として使用しており、農地に戻すことは困難であることから、地目の変更を申請となったとのことでした。委員の皆さまのご判断をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第 6 号「現況確認証明申請の適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 6 号「現況確認証明申請の適否決定について」証明することを議決し、決定といたします。

次に、議案第 7 号「遊休農地に係る非農地証明の適否決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 三島木専門員 説明

議長 続いて、申請番号順に調査委員の説明を求めます。説明は、申請番号順に担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 1 号について関口委員よろしくお願いいたします。

関口推進委員 受理番号第 1 号について説明いたします。

1 月 17 日、深谷農業委員、事務局員と申請人の立会のもと、現地調査を行いました。申請地は平成 19 年 3 月に 3 条許可により購入し、一度は耕作を試みましたが、申請地の北側、南側に竹林があるため日陰となり、耕作を断念した結果、写真のとおり竹林状態になってしまったとのこと、農地として復元するは困難であることから、今回の申請に至りました。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 2 号について、関根隆二委員よろしくお願いいたします。

関根隆二推進委員 受理番号第 2 号について説明いたします。

関根要一農業委員と事務局で現地を確認しました。申請地は昭和50年代まで家族で養蚕を営んでおりましたが、進入路が狭く、さらに農作業に不便を来したため耕作を断念し、これ以降、手入れ行わなくなったことから、山林の様相を呈してしまったとのことです。農地として復元し耕作を再開することが困難であることから、「農地」ではないことについて証明書の発行をお願いしたいということです。よろしく願いいたします。

議長 長 受理番号第3号について、内山委員よろしく願いいたします。

内山推進委員 受理番号第3号についてご説明いたします。

1月17日、申請人と同行し、松川農業委員、事務局で現地調査をしましたので、ご報告いたします。申請地は申請人の父が平成10年頃までは畑として耕作しておりましたが、進入路も狭く農作業に不便を来し、日当たりも悪かったため、耕作を断念しました。同地は既に竹林の様相を呈しており、農地として復元し耕作を再開することが困難であることから、「農地」ではないことについて申請が出されたものです。委員の皆さまのご審議をよろしく願いいたします。

議長 長 受理番号第4号について、関根隆二委員よろしく願いいたします。

関根隆二推進委員 受理番号第4号について説明いたします。

関根要一農業委員と事務局で現地を確認しました。申請地は昭和60年頃までは養蚕を営んでいましたが、耕作を断念し、現在は山林の様相を呈しており、農地として復元し耕作を再開することが困難であることから、「農地」ではないことについて証明書の発行をお願いしたいということです。よろしく願いいたします。

議長 長 受理番号第5号について、佐藤良幸委員よろしく願いいたします。

佐藤良幸推進委員 受理番号第5号について説明いたします。

1月18日、熊谷農業委員、事務局員で現地を確認してまいりました。申請地は昭和61年5月に購入し野菜を栽培しましたが、写真でみたとおり進入路は狭く日当たりが良くありません。また、窪地になっているため水はけも悪い土地であるため、農作業に不便を来し、耕作をあきらめたとのことで、その後、手入れも行わなくなったため、山林の様相を呈しており、農地として復元し耕作を再開することが難しいことから、「農

地」ではないことについて証明書の発行をお願いしたいということです。  
委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第6号について、小林委員よろしくお願いいたします。

小林推進委員 受理番号第6号について説明いたします。

当該地は養蚕が盛んな地域でありましたが、昭和60年ごろから養蚕が衰退したため耕作を断念しました。その後、両親が高齢であるため、桑を伐根し、杉と檜を植栽したとのことであります。1月18日、横川農業委員、事務局員と現地確認したところ、当該地は山林の様相を呈しており、農地として復元し耕作を再開することが困難であることから、「農地」ではないことについて、委員の皆さまのご審議のうえ、証明書の発行をお願いいたします。

議長 受理番号第7号について、池田委員よろしくお願いいたします。

池田推進委員 受理番号第7号について説明いたします。

1月18日に、横川農業委員、事務局員で申請地を確認しました。現地の状況は先ほど事務局からの説明があったとおりです。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第8号について、関根隆二委員よろしくお願いいたします。

関根隆二推進委員 受理番号第8号について説明いたします。

申請地は、昭和50年9月まで居住していましたが、同年10月に現住所に引っ越したことから耕作を断念しました。現在は手入れを行わなかったため、山林の様相を呈しており、農地として復元し耕作を再開することが困難であることから、「農地」ではないことについて証明書の発行をお願いいたしますとのことでしたので、よろしくお願いいたします。

議長 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 長 なければ、お諮りいたします。

議案第7号「遊休農地に係る非農地証明の適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 異議なしと認め、議案第7号「遊休農地に係る非農地証明の適否決定について」議決し、許可することといたします。

議 長 次に、報告事項に入ります。

- 報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」 1件です。
- 報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」 6件です。
- 報告第3号「農地改良行為工事のための届出書の受理について」 2件です。
- 報告第4号「農地法第4条の規定による農地転用届出の取消願出書の受理について」 1件です。
- 報告第5号「農業経営改善計画認定申請に係る意見書について」 3件です。

議 長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

議 長 その他、皆さんから何かございませんか。  
(なし)

議 長 事務局からは何かございませんか。  
(なし)

議 長 他になければ、これにて令和5年第2回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。